

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

主な根拠法令等

- ・基準省令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- ・解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
- ・市条例：奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成30年奈良市条例第23号）

○障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

- I 基本方針
- II 人員基準
- III 設備基準
- IV 運営基準

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
I－1＊ 基本方針	【介護サービス包括型のみ】 指定共同生活援助（介護サービス包括型）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助＜令和6年度改正事項＞を適切かつ効果的に行うものであるか。		□	□	基準省令207条	・運営規程 ・個別支援計画 ・ケース記録
	【日中サービス支援型のみ】 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助＜令和6年度改正事項＞を適切かつ効果的に行うものであるか。		□	□	基準省令第213条の3	・運営規程 ・個別支援計画 ・ケース記録
	【外部サービス利用型のみ】 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型指定共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助＜令和6年度改正事項＞を適切かつ効果的に行うものであるか。	○「外部サービス利用型共同生活援助計画」＝「外部サービス利用型指定共同生活援助に係る個別支援計画」 ○「受託居宅介護サービス事業者」＝「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者」	□	□	基準省令第213条の13	・運営規程 ・個別支援計画 ・ケース記録
I－2 暴力団の排除	事業の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利用することとならないようにしているか。		□	□	市条例第4条	

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ-1-1* 従業者の員数 【介護サービス 包括型のみ】	次に掲げる基準を満たしているか。 ・世話人（常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上） ・生活支援員（常勤換算方法で、「障害支援区分3の利用者の数を9で除した数」、「障害支援区分4の利用者の数を6で除した数」、「障害支援区分5の利用者の数を4で除した数」及び「障害支援区分6の利用者の数を2.5で除した数」の合計数以上） ・サービス管理責任者（利用者の数が30以下の場合は「1以上」、利用者の数が31以上の場合は「1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上」） ※利用者の数は前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合には、推定数による。 ●【解釈通知第2-2(3)】用語の定義（「常勤」について） 常勤の要勤務時間数は、事業者において定める（就業規則、雇用契約）もので、週32時間を下回る場合は32時間とする。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合は、30時間として取扱い可能。 また、常勤要件が設けられている職種において、当該従業者が育児・介護休業等を取得中の期間は、資格要件を満たした非常勤職員の常勤換算とすることが可能。 ●サービス管理責任者＝「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」 ●【解釈通知第15-1(3)】世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間及び深夜の時間帯を設定するものとし、当該夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における指定共同生活援助（介護サービス包括型）の提供に必要な員数を確保するものとする。 ●【解釈通知第15-1(4)】指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。	常勤換算数の算出方法は以下のとおり A 非常勤従業者の週平均の勤務時間の合計（ 時間） B 常勤の従業者が1週間の間に勤務すべき時間数（ 時間） C $A \div B =$（ 人）小数点第二位以下切り捨て 常勤換算数＝常勤の従業者の人数＋C＝（ 人） 資格証の写し等が事業所で保管されているか。 【減算適用】 ・「世話人、生活支援員」について指定基準を満たしていない場合は、サービス提供職員欠如減算有り。 ・サービス管理責任者について指定基準を満たしていない場合は、サービス管理責任者欠如減算有り。	□	□	基準省令第208条第1項、第2項	【基準省令第208条第1項】 ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 【基準省令第208条第2項】 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）
	指定共同生活援助（介護サービス包括型）の従業者は、専ら指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所の職務に従事する者であるか。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。		□	□	基準省令第208条第3項	・従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ－1－2＊ 従業者の員数 【日中サービス 支援型のみ】	次に掲げる基準を満たしているか。 【夜間及び深夜の時間帯以外】 ・世話人（常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上） ・生活支援員（常勤換算方法で、「障害支援区分3の利用者の数を9で除した数」、「障害支援区分4の利用者の数を6で除した数」、「障害支援区分5の利用者の数を4で除した数」及び「障害支援区分6の利用者の数を2.5で除した数」の合計数以上） ・サービス管理責任者（利用者の数が30以下の場合は「1以上」、利用者の数が31以上の場合は「1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上」） 【夜間及び深夜の時間帯】 ・夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上） ＝夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く）を行う世話人又は生活支援員 ※利用者の数は前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合には、推定数による。	常勤換算数の算出方法は以下のとおり <u>A 非常勤従業者の週平均の勤務時間の合計（ 時間）</u> <u>B 常勤の従業者が1週間の間に勤務すべき時間数（ 時間）</u> <u>C A÷B＝（ 人）小数点第二位以下切り捨て</u> <u>常勤換算数＝常勤の従業者の人数＋C＝（ 人）</u> <u>資格証の写し等が事業所で保管されているか。</u> 【減算適用】 ・「世話人、生活支援員」について指定基準を満たしていない場合は、サービス提供職員欠如減算有り。 ・サービス管理責任者について指定基準を満たしていない場合は、サービス管理責任者欠如減算有り。	□	□	基準省令第213条の4第1項、第2項、第3項	【基準省令第213条の4第1項、第2項】 ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 【基準省令第213条の4第3項】 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等）
	日中サービス支援型指定共同生活援助従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者であるか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。		□	□	基準省令第213条の4第4項	・従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）
	日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は常勤であるか。	【解説通知第2-2(3)】用語の定義（「常勤」について） 常勤の要勤務時間数は、事業者において定める（就業規則、雇用契約）もので、週32時間を下回る場合は32時間とする。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合は、30時間として取扱い可能。 また、常勤要件が設けられている職種において、当該従業者が育児・介護休業等を取得中の期間は、資格要件を満たした非常勤職員の常勤換算とすることが可能。	□	□	基準省令第213条の4第5項	

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅱ－1－3＊ 従業者の員数 【外部サービス 利用型のみ】	次に掲げる基準を満たしているか。 ・世話人（常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上） ・サービス管理責任者（利用者の数が30以下の場合は「1以上」、利用者の数が31以上の場合は「1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上」） ※利用者の数は前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合には、推定数による。 ●【解釈通知第2-2(3)】用語の定義（「常勤」について） 常勤の要勤務時間数は、事業者において定める（就業規則、雇用契約）もので、週32時間を下回る場合は32時間とする。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合は、30時間として取扱い可能。 また、常勤要件が設けられている職種において、当該従業者が育児・介護休業等を取得中の期間は、資格要件を満たした非常勤職員の常勤換算とすることが可能。 ●サービス管理責任者＝「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」 ●【解釈通知第15-1(3)準用】世話人については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間及び深夜の時間帯を設定するものとし、当該夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。 ●【解釈通知第15-1(4)準用】外部サービス利用型指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。 外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者であるか。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。	常勤換算数の算出方法は以下のとおり A 非常勤従業者の週平均の勤務時間の合計（ 時間） B 常勤の従業者が1週間の間に勤務すべき時間数（ 時間） C A÷B＝（ 人）小数点第二位以下切り捨て 常勤換算数＝常勤の従業者の人数＋C＝（ 人） 資格証の写し等が事業所で保管されているか。 【減算適用】 ・世話人について指定基準を満たしていない場合は、サービス提供職員欠如減算有り。 ・サービス管理責任者について指定基準を満たしていない場合は、サービス管理責任者欠如減算有り。	□	□	基準省令第213条の14第1項、第2項	【基準省令第213条の14第1項】 ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） 【基準省令第213条の14第2項】 ・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等）
			□	□	基準省令第213条の14第3項	・従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）
Ⅱ－2＊ 管理者	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者であるか。	管理職等の立場であっても、出勤簿やタイムカード等で勤務時間を記録しているか。	□	□	基準省令第209条第1項	・管理者の雇用形態が分かる書類 ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表
			□	□	基準省令第209条第2項	・管理者に必要な知識や経験があることが分かる書類（資格証、研修修了証等）

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ－1－1＊ 設備【介護サービス包括型、外部サービス利用型のみ】	指定共同生活援助（介護サービス包括型又は外部サービス利用型）に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるか。		☐	☐	基準省令第210条第1項	・建物の周辺図 ・平面図 【目視】
	指定共同生活援助（介護サービス包括型又は外部サービス利用型）事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員は、合計は4人以上であるか。	○「サテライト型住居」＝「本体住居と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居。」 ○「本体住居」＝「サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの。」	☐	☐	基準省令第210条第2項	・平面図 【目視】
	指定共同生活援助（介護サービス包括型又は外部サービス利用型）事業所及び共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分に考慮されたものであるか。		☐	☐	基準省令第210条第3項 市条例第7条	・平面図 ・設備・備品等一覧表 【目視】
	共同生活住居（サテライト型住居を除く。）の入居定員は2人以上10人以下であるか。ただし、既存の建物を共同生活住居としている場合は、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人以下とすることができる。	【減算適用】 共同生活住居の規模（入居定員）が一定以上の場合は、大規模住居等減算有り。	☐	☐	基準省令第210条第4項	・平面図 【目視】
	共同生活住居（サテライト型住居を除く。）は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。 ※ユニットの入居定員は、2人以上10人以下であるか。 ※ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。 ※1の居室の定員は1人であるか。ただし、利用者のサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 ※1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43㎡以上であるか。	指定の際に届出た図面から、設備及び区画等を変更する場合は、市に変更届を提出しているか。	☐	☐	基準省令第210条第6項、 第7項、第8項	【基準省令第210条第6項、第8項】 ・平面図 ・設備・備品等一覧表 【目視】 【基準省令第210条第7項】 ・平面図 【目視】
	サテライト型住居においては、次に掲げる要件を満たしているか。 ・入居定員は1人であるか。 ・日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。 ・居室の面積は、収納設備等を除き、7.43㎡以上であるか。	指定の際に届出た図面から、設備及び区画等を変更する場合は、市に変更届を提出しているか。	☐	☐	基準省令第210条第9項	・平面図 ・設備・備品等一覧表 【目視】

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅲ－1－2＊ 設備 【日中サービス 支援型のみ】	日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるか。		☐	☐	基準省令第213条の6第1項	・建物の周辺図 ・平面図 【目視】
	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上であるか。		☐	☐	基準省令第213条の6第2項	・平面図 【目視】
	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所及び共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分に考慮されたものであるか。		☐	☐	基準省令第213条の6第3項 市条例第7条	・平面図 ・設備・備品等一覧表 【目視】
	共同生活住居の入居定員は、2人以上10人以下であるか。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。 ※既存の建物を共同生活住居としている場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人以下とすることができる。	【減算適用】 共同生活住居の規模（入居定員）が一定以上の場合は、大規模住居等減算有り。	☐	☐	基準省令第213条の6第4項、第5項	・平面図 【目視】
	共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。 ※ユニットの入居定員は、2人以上10人以下であるか。 ※ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。 ※1の居室の定員は1人であるか。ただし、利用者のサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 ※1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43㎡以上であるか。 ●【解釈通知第15-2(4)準用】ユニットごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けること。 ●【解釈通知第15-2(4)3準用】居室の定員については、1人とすること。ただし、夫婦で居室を利用する場合等、利用者の希望を踏まえ、1の居室を2人で利用することは差し支えないが、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の都合により一方的に2人部屋とすることは認められないものであること。なお、2人部屋については、特に居室面積の基準は示していないが、十分な広さを確保しなければならないものとする。 ●【解釈通知第15-4(2)4】居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備については、利用者の状況や昼夜を通じた介護等の支援を行うことを考慮した上で、十分な広さを確保するものとする。	指定の際に届出た図面から、設備及び区画等を変更する場合は、市に変更届を提出しているか。 日中サービス支援型においては、サテライト型住居は無し。	☐	☐	基準省令第213条の6第7項、第8項、第9項	【基準省令第213条の6第7項、第9項】 ・平面図 ・設備・備品等一覧表 【目視】 【基準省令第213条の6第8項】 ・平面図 【目視】

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-1-1* 内容及び手続きの説明及び同意 【介護サービス包括型、日中サービス支援型のみ】	指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）事業者は、支給決定障害者が指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 ●【解釈通知第3-3(1)準用】利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項 ・運営規程の概要 ・従業員の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）	職員の員数等、運営規程と記載内容が相違していないか。 記載内容とサービスの実態が乖離していないか。 提供するサービスの第三者評価の実施状況の記載を欠いていないか。 利用者の同意欄、事業者側の説明者記入欄、説明及び同意年月日欄などの記載が漏れていないか。 サービス提供開始後に重要事項説明書の同意を得ていないか。	□	□	基準省令第9条第1項準用	・重要事項説明書 ・利用契約書
	指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 ●【社会福祉法第77条】利用者との間で当該指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）の提供に係る契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付すること。 ・当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ・当該事業の経営者が提供する指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）の内容 ・当該指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ・指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）の提供開始年月日 ・指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）に係る苦情を受け付けるための窓口		□	□	基準省令第9条第2項準用	・重要事項説明書 ・利用契約書 ・その他利用者に交付した書面
IV-1-2* 内容及び手続きの説明及び同意 【外部サービス利用型のみ】	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 ●【解釈通知第15-5(3)1】利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項 ・運営規程の概要 ・従業員の勤務体制 ・外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容 ・受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所の名称 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）	職員の員数等、運営規程と記載内容が相違していないか。 記載内容とサービスの実態が乖離していないか。 提供するサービスの第三者評価の実施状況の記載を欠いていないか。 利用者の同意欄、事業者側の説明者記入欄、説明及び同意年月日欄などの記載が漏れていないか。 サービス提供開始後に重要事項説明書の同意を得ていないか。	□	□	基準省令第213条の17第1項	・重要事項説明書 ・利用契約書

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 ●【社会福祉法第77条】利用者との間で当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付すること。 ・当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ・当該事業の経営者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の内容 ・当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ・外部サービス利用型指定共同生活援助の提供開始年月日 ・外部サービス利用型指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口		☐	☐	基準省令第213条の17第2項	・重要事項説明書 ・利用契約書 ・その他利用者に交付した書面
IV-2* 入退居	指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供しているか。		☐	☐	基準省令第210条の2第1項	・個別支援計画 ・サービス提供の記録 ・アセスメント記録
	指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。		☐	☐	基準省令第210条の2第2項	・個別支援計画 ・アセスメント記録 ・サービス担当者会議の記録
	指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行っているか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	基準省令第210条の2第3項	・ケース記録 ・サービス提供の記録
	指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		☐	☐	基準省令第210条の2第4項	・他サービスとの連携状況が分かる書類（ケース記録、サービス提供の記録等）
IV-3 入退居の記録の記載等	指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他必要な事項を利用者の受給者証に記載しているか。		☐	☐	基準省令第210条の3第1項	
	指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を、遅滞なく市町村に対し報告しているか。		☐	☐	基準省令第210条の3第2項	
IV-4 提供拒否の禁止	指定共同生活援助事業者は、正当な理由なく、指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。 ●【解釈通知第3-3(3)準用】利用申込みに対してサービス提供を拒否できる正当な理由 ・当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ・運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定共同生活援助を提供することが困難な場合 ・入院治療が必要な場合		☐	☐	基準省令第11条準用	

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－5 連絡調整に対する協力	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について、市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。		☐	☐	基準省令第12条準用	
Ⅳ－6＊ 受給資格の確認	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	最新の受給者証を確認しているか。	☐	☐	基準省令第14条準用	・受給者証の写し
Ⅳ－7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	指定共同生活援助事業者は、共同生活援助に係る支給決定を受けていない者からの利用申込みがあった場合、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう、必要な援助を行っているか。		☐	☐	基準省令第15条第1項準用	
	指定共同生活援助事業者は、共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。		☐	☐	基準省令第15条第2項準用	
Ⅳ－8＊ 心身の状況等の把握	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	サービス担当者会議の記録や、アセスメントシート等が保管されているか。	☐	☐	基準省令第16条準用	・アセスメント記録 ・ケース記録
Ⅳ－9＊ 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		☐	☐	基準省令第17条第1項準用	・個別支援計画 ・ケース記録
	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		☐	☐	基準省令第17条第2項準用	
Ⅳ－10＊ サービスの提供の記録	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、当該指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 ●【解釈通知第4-3(2)準用】サービスの提供の記録事項（記録を適切に行うことができない場合には、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えない。） ・当該指定共同生活援助の提供日 ・提供したサービスの具体的内容 ・利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項	サービス提供記録は保管されているか。 サービス提供の内容等について、文書又は電磁的方法のいずれによる記録の場合でも、利用者からの申出に基づき情報を提供できるようにしているか。	☐	☐	基準省令第53条の2第1項準用	・サービス提供の記録
	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助のサービスの提供の記録に際しては、支給決定障害者から指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。		☐	☐	基準省令第53条の2第2項準用	

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－11 指定共同生活援助事業者が支給決定障害者に求めることができる金銭の支払の範囲等	指定共同生活援助事業者が、指定共同生活援助を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限るものとしているか。		☐	☐	基準省令第20条第1項準用	
	指定共同生活援助事業者が、指定共同生活援助を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、次に掲げる支払については、この限りではない。 ・利用者負担額 ・指定障害福祉サービス等費用基準額（法定代理受領を行わない場合） ・食材料費、家賃、光熱水費、日用品費、その他の日常生活費（Ⅳ－12「利用者負担額等の受領」における取扱をすること。）		☐	☐	基準省令第20条第2項準用 【日中サービス支援型の場合】基準省令第213条の11において第210条の4第1項も準用 【外部サービス利用型の場合】基準省令第213条の22において第210条の4第1項も準用	
Ⅳ－12＊ 利用者負担額等の受領	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。		☐	☐	基準省令第210条の4第1項	・請求書 ・領収書
	指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。		☐	☐	基準省令第210条の4第2項	
	指定共同生活援助事業者は、次に掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。 ・利用者負担額 ・指定障害福祉サービス等費用基準額（法定代理受領を行わない場合） ・食材料費、家賃、光熱水費、日用品費、その他の日常生活費	領収証の控え等は事業所で保管しているか。 ○「その他の日常生活費」＝「食材料費、家賃、光熱水費、日用品費のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」	☐	☐	基準省令第210条の4第4項	・領収書
	指定共同生活援助事業者は、次に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 ・食材料費、家賃、光熱水費、日用品費、その他の日常生活費 ●【基準省令第210条の4第3項】指定共同生活援助事業者は、利用者負担額及び指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。 ・食材料費 ・家賃（障害者総合支援法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（障害者総合支援法第34条第2項において準用する障害者総合支援法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から障害者総合支援法第34条第2項において準用する障害者総合支援法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。） ・光熱水費 ・日用品費 ・その他、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、その他日常生活においても必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められる費用（●【解釈通知第15-3(3)2】具体的な範囲については「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」によるものとする。） ●【解釈通知第15-3(3)3】あらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、清算して利用者に返還することや、当該利用者の今後の食材料費として支出するなど適正に取り扱うこと。また、食材料費の収支について利用者から求められた場合には適切に説明を行う必要がある。＜令和6年度改正事項＞	重要事項説明書等に、当該サービスについての記載がされているか。 その他の日常生活費については、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区別されないような、曖昧な名目による費用徴収は認められないため、費用の内訳を明らかにしているか。	☐	☐	基準省令第210条の4第5項	【基準省令第210条の4第5項】 ・重要事項説明書 【基準省令第210条の4第3項】 ・請求書 ・領収書

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－13 利用者負担額に係る管理	【入居前の体験的な指定共同生活援助を受けていない支給決定障害者について】 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を、市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。		☐	☐	基準省令第170条の2第1項準用	
	【入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている支給決定障害者について】 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を、市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。		☐	☐	基準省令第170条の2第2項準用	
IV－14＊ 訓練等給付費の額に係る通知等	指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により市町村から指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知しているか。		☐	☐	基準省令第23条第1項準用	・通知の写し
	指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に交付しているか。		☐	☐	基準省令第23条第2項準用	・サービス提供証明書の写し
IV－15 指定共同生活援助の取扱方針	指定共同生活援助事業者は、共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	○「共同生活援助計画」＝「指定共同生活援助に係る個別支援計画」	☐	☐	基準省令第210条の5第1項	
	指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	基準省令第210条の5第2項	
	指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。		☐	☐	基準省令第210条の5第3項	
	指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。		☐	☐	基準省令第210条の5第4項	
	指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。		☐	☐	基準省令第210条の5第5項	

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－16＊ 共同生活援助計画の作成等	指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。	【減算適用】 共同生活援助計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合は、個別支援計画未作成減算有り。	☐	☐	基準省令第58条第1項準用	・個別支援計画 ・サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類
	サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、アセスメントを行うとともに、 <u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ＜令和6年度改正事項＞</u> 利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	○「アセスメント」＝「利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握」	☐	☐	基準省令第58条2項準用	・個別支援計画 ・アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録
	<u>アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。＜令和6年度改正事項＞</u>		☐	☐	基準省令第58条第3項準用	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録
	アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。		☐	☐	基準省令第58条第4項準用	・アセスメントを実施したことが分かる記録 ・面接記録
	サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、次に掲げる事項を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。 ・利用者及びその家族の生活に対する意向 ・総合的な支援の方針 ・生活全般の質を向上させるための課題 ・指定共同生活援助の目標及びその達成時期 ・指定共同生活援助を提供する上での留意事項等 また、この場合において、当該指定共同生活援助事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。	サービス等利用計画の期限が切れていないか等、サービス等利用計画との整合性を確認しているか。（ただし、サービス等利用計画の丸写しとならないように注意。） アセスメントシート等は保管されているか。	☐	☐	基準省令第58条第5項準用	・個別支援計画の原案 ・他サービスとの連携状況が分かる書類
	●【解釈通知第4-3(7)2準用】サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定共同生活援助事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を含め、共同生活援助計画の原案を作成し、共同生活援助計画に基づく支援を実施するものである。					
	サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議を開催し、 <u>当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに＜令和6年度改正事項＞</u> 、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。 ●【解釈通知第4-3(7)②ア準用】個別支援会議については、原則として利用者が同席した上で行わなければならないものである。ただし、やむを得ない場合については、同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えない。＜令和6年度改正事項＞	共同生活援助計画の作成に係る会議の記録を作成しているか。	☐	☐	基準省令第58条第6項準用	・サービス担当者会議の記録
	サービス管理責任者は、共同生活援助計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。		☐	☐	基準省令第58条第7項準用	・個別支援計画

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際には、当該共同生活援助計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等＜令和6年度改正事項＞に交付しているか。 ●【<u>解釈通知第4-3(7)②ウ準用</u>】サービス管理責任者は、サービス等利用計画を踏まえた共同生活援助計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図ること。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	基準省令第58条第8項準用	・利用者に交付した記録 ・個別支援計画
	サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行っているか。 ●【<u>解釈通知第4-3(7)②エ準用</u>】モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議及び個別支援会議を合同で開催又は相互の会議に出席する等の方法により連携強化を図ること。＜令和6年度改正事項＞	○「モニタリング」＝「共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントも含む。）」 モニタリングシート、評価シート等は保管されているか。	☐	☐	基準省令第58条第9項準用	・個別支援計画 ・アセスメント及びモニタリングに関する記録
	サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のないかぎり、次に掲げる方法により行っているか。 ・定期的に利用者に面接すること ・定期的にモニタリングの結果を記録すること		☐	☐	基準省令第58条第10項準用	・モニタリング記録 ・面接記録
	共同生活援助計画の変更に際しては、共同生活援助計画の作成と同様の基準を満たしているか。		☐	☐	基準省令第58条第11項準用	・第58条第2項から第7項に係る確認資料
IV-17* サービス管理責任者の責務	サービス管理責任者は、利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握しているか。		☐	☐	基準省令第210条の6第1項第1号	・個別支援計画 ・アセスメント及びモニタリングに関する記録
	サービス管理責任者は、利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行っているか。		☐	☐	基準省令第210条の6第1項第2号	・個別支援計画 ・アセスメント及びモニタリングに関する記録 ・サービス提供の記録
	サービス管理責任者は、利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、指定生活介護事業所等との連絡調整を行っているか。		☐	☐	基準省令第210条の6第1項第3号	・指定生活介護事業所等との連絡調整した記録
	サービス管理責任者は、他の従業者に対する技術指導及び助言を行っているか。		☐	☐	基準省令第210条の6第1項第4号	・他の従業者に指導及び助言した記録
	サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めているか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	基準省令第210条の6第2項	

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－18－1 地域との連携等 【介護サービス 包括型、外部 サービス利用型 のみ】	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは努力義務。	☐	☐	基準省令第210条の7第1項	
	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは努力義務。 ○「地域連携推進会議」＝「利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会」	☐	☐	基準省令第210条の7第2項	
	指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けているか。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは努力義務。	☐	☐	基準省令第210条の7第3項	
	●【解釈通知第15-3(5)③】当該事業所が複数の共同生活起居等を設置している場合は、すべての住居ごとにおおむね1年に1回以上、見学の機会を設定すること。 なお、居室の見学については、当該居室の利用者の了承を得た上でなければ、行ってはならない。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐		
	指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議に係る報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは努力義務。	☐	☐	基準省令第210条の7第4項	
	●【解釈通知第15-3(5)④】地域連携推進会議における報告等の記録は、5年間保存すること。＜令和6年度改正事項＞					
IV－18－2 地域との連携等 【日中サービス 支援型のみ】	地域連携会議の設置等を行わない場合は、指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じているか。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは努力義務	☐	☐	基準省令第210条の7第5項	
	●【解釈通知第15-3(5)⑤】地域連携推進会議の設置等に代えて、外部評価等の措置を実施する場合は、サービスの第三者評価の実施状況（実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果）を公表するとともに、その記録を5年間保存すること。					
	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは努力義務。	☐	☐	基準省令第213条の10第1項	
	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは努力義務。 ○「地域連携推進会議」＝「利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会」	☐	☐	基準省令第213条の10第2項	
	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けているか。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは努力義務。	☐	☐	基準省令第213条の10第3項	
	●【解釈通知第15-3(5)③準用】当該事業所が複数の共同生活起居等を設置している場合は、すべての住居ごとにおおむね1年に1回以上、見学の機会を設定すること。 なお、居室の見学については、当該居室の利用者の了承を得た上でなければ、行ってはならない。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐		
	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議に係る報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは努力義務。	☐	☐	基準省令第213条の10第4項	
	●【解釈通知第15-3(5)④準用】地域連携推進会議における報告等の記録は、5年間保存すること。＜令和6年度改正事項＞					

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	地域連携会議の設置等を行わない場合は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じているか。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第15-3(5)⑤準用】地域連携推進会議の設置等に代えて、外部評価等の措置を実施する場合は、サービスの第三者評価の実施状況（実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果）を公表するとともに、その記録を5年間保存すること。	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは努力義務。	☐	☐	基準省令第213条の10第5項	
	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、協議会等に対して、定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び地域連携推進会議に係る報告、要望、助言等の内容又は外部評価の結果等＜令和6年度改正事項＞を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 ●【解釈通知第15-4(3)4】日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に1回以上とする。）に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況を報告すること。	○「協議会等」＝「障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会その他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの」 ○「障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会」＝「関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会。」	☐	☐	基準省令第213条の10第6項	
	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況に係る協議会等への報告、評議会等による評価、評議会等からの要望や助言等についての記録を整備しているか。 ●【解釈通知第15-4(3)4】協議会等における報告等の記録は、5年間保存するとともに、個人情報保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。	○「協議会等」＝「障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会その他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの」 ○「障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会」＝「関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会。」	☐	☐	基準省令第213条の10第7項	
Ⅳ－19 相談及び援助	指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。		☐	☐	基準省令第60条準用	
Ⅳ－20＊ 緊急時等の対応	従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	利用者から、緊急時に連絡すべき主治医等の連絡先をあらかじめ確認しているか。 緊急時対応マニュアル等を整備しているか。	☐	☐	基準省令第28条準用	・緊急時対応マニュアル ・ケース記録 ・事故等の対応記録
Ⅳ－21 管理者の責務	指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。		☐	☐	基準省令第66条第1項準用	
	指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者に共同生活援助の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		☐	☐	基準省令第66条第2項準用	

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-22 支給決定障害者に関する市町村への通知	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が、次に掲げるいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ・ 正当な理由なしに指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき ・ 偽りその他不正な行為によって、訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき		☐	☐	基準省令第88条準用	
IV-23 実施主体 【日中サービス支援型のみ】	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に、指定短期入所（併設事業所又は単独型事業所に係るものに限る。）を行うものであるか。 ●【解釈通知第15-4(3)1】指定短期入所を行うに当たっては、原則として当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所と同一敷地内において行うものとし、併設の場合にあっては、指定短期入所事業所の従業者が、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の夜間支援従事者を兼ねても差し支えないものとする。 また、指定短期入所の利用定員は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の入居定員の合計が20人又はその端数を増すごとに1人以上5人以下とすること。		☐	☐	基準省令第213条の7	
IV-24-1* 介護及び家事等 【介護サービス包括型、外部サービス利用型のみ】	介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。		☐	☐	基準省令第211条第1項	・ 個別支援計画 ・ サービス提供の記録 ・ 業務日誌等
	調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。 ●【市条例第9条】食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。		☐	☐	基準省令第211条第2項	・ 勤務実績表 ・ 出勤簿（タイムカード） ・ 従業員の資格証 ・ 勤務体制一覧表
	【介護サービス包括型の場合】 指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（指定共同生活援助（介護サービス包括型）として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせていないか。 【外部サービス利用型の場合】 指定共同生活援助（外部サービス利用型）事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助（外部サービス利用型）事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（指定共同生活援助（外部サービス利用型）として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせていないか。		☐	☐	基準省令第211条第3項	・ 従業者名簿 ・ 雇用契約書 ・ 個別支援計画 ・ サービス提供の記録 ・ 業務日誌等

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－24－2＊ 介護及び家事等 【日中サービス 支援型のみ】	介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。		☐	☐	基準省令第213条の8第1項	・個別支援計画 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等
	調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。 ●【市条例第9条】食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。		☐	☐	基準省令第213条の8第2項	・個別支援計画 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等
	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を、介護又は家事等に従事させているか。		☐	☐	基準省令第213条の8第3項	・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表
	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせていないか。		☐	☐	基準省令第213条の8第4項	・従業者名簿 ・雇用契約書 ・個別支援計画 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等
Ⅳ－25－1 社会生活上の便宜の供与等 【介護サービス 包括型、外部 サービス利用型 のみ】	指定共同生活援助（介護サービス包括型又は外部サービス利用型）事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。		☐	☐	基準省令第211条の2第1項	
	指定共同生活援助（介護サービス包括型又は外部サービス利用型）事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。		☐	☐	基準省令第211条の2第2項	
	指定共同生活援助（介護サービス包括型又は外部サービス利用型）事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保することに努めているか。		☐	☐	基準省令第211条の2第3項	
Ⅳ－25－2 社会生活上の便宜の供与等 【日中サービス 支援型のみ】	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の心身及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行っているか。		☐	☐	基準省令第213条の9第1項	
	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めているか。		☐	☐	基準省令第213条の9第2項	
	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。		☐	☐	基準省令第213条の9第3項	
	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保することに努めているか。		☐	☐	基準省令第213条の9第4項	

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-26 受託居宅介護サービスの提供 【外部サービス利用型のみ】	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。	受託居宅介護サービス事業所の従業者との会議の記録を作成しているか。	☐	☐	基準省令第213条の18第1項	
	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合には、提供した日、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。	受託居宅介護サービスの提供記録を保管しているか。	☐	☐	基準省令第213条の18第2項	
IV-27-1* 運営規程 【介護サービス包括型、日中サービス支援型のみ】	指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）事業者は、指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（運営規程）を定めているか。 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・入居定員 ・指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ・入居に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・対象とする障害の種類（事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合） ・虐待防止のための措置に関する事項 ・その他運営に関する重要事項 ●【解釈通知第15-3(7)2】入居定員とは「ユニットごとの入居定員」「共同生活住居ごとの入居定員（サテライト型住居を設置している場合は、当該サテライト型住居の入居定員を別掲する。）」及び「指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数」をいうものであり、それぞれ運営規程に定めなければならないものであること。 ●【解釈通知第15-3(7)3】指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）の内容においては、体験利用を提供する際には、その旨を明記しておくこと。 ●【解釈通知第3-3(20)6準用】虐待防止のための措置については、具体的には次に掲げる内容等を指すものであること。 ・虐待の防止に関する責任者の選定 ・成年後見制度の利用支援 ・苦情解決体制の整備 ・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） ・基準省令第40条の2第1項（準用）の規定による虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること		☐	☐	基準省令第211条の3	・運営規程

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-27-2* 運営規程 【外部サービス利用型のみ】	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（運営規程）を定めているか。 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・入居定員 ・外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ・受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地 ・入居に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・対象とする障害の種類（事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合） ・虐待防止のための措置に関する事項 ・その他運営に関する重要事項 ●【解釈通知第15-3(7)2準用】入居定員とは「ユニットごとの入居定員」「共同生活住居ごとの入居定員（サテライト型住居を設置している場合は、当該サテライト型住居の入居定員を別掲する。）」及び「指定共同生活援助（外部サービス利用型）事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数」をいうものであり、それぞれ運営規程に定めなければならないものであること。 ●【解釈通知第15-3(7)3準用】指定共同生活援助（外部サービス利用型）の内容においては、体験利用を提供する際には、その旨を明記しておくこと。 ●【解釈通知第3-3(20)6準用】虐待防止のための措置については、具体的には次に掲げる内容等を指すものであること。 ・虐待の防止に関する責任者の選定 ・成年後見制度の利用支援 ・苦情解決体制の整備 ・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） ・基準省令第40条の2第1項（準用）の規定による虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること		☐	☐	基準省令第213条の19	・運営規程
IV-28 受託居宅介護サービス事業者への委託 【外部サービス利用型のみ】	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行っているか。 ●【解釈通知第15-5(3)4ア】受託居宅介護サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、委託した業務を再委託させてはならない。 ・委託の範囲 ・委託業務の実施に当たり遵守すべき条件 ・委託業務が運営に関する基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が定期的に確認する旨 ・委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得る旨 ・委託業務に関し改善の必要を求め、所要の措置を講じるよう受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が確認する旨 ・受託居宅介護サービス事業者が実施した委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ・その他委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項		☐	☐	基準省令第213条の20第1項	
	受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者であるか。		☐	☐	基準省令第213条の20第2項	

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	受託居宅介護サービスが提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護であるか。		☐	☐	基準省令第213条の20第3項	
	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たって、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。		☐	☐	基準省令第213条の20第4項	
	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。		☐	☐	基準省令第213条の20第5項	
	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。		☐	☐	基準省令第213条の20第6項	
IV-29-1* 勤務体制の確保等 【介護サービス包括型、日中サービス支援型のみ】	指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）を提供できるよう、指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めているか。 ●【解釈通知第15-3(8)1】指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）事業者は、次に掲げる事項を事業所ごとに明確にすること。 ・世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制 ・常勤・非常勤の別 ・管理者等との兼務関係等	記載項目が漏れていないか。	☐	☐	基準省令第212条第1項	・従業員の勤務表
	指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）事業者は、指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）事業所ごとの従業員の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）の提供に配慮しているか。		☐	☐	基準省令第212条第2項	・個別支援計画 ・ケース記録
	指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）事業者は、指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）事業所ごとに、当該指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）事業所の従業員によって指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）を提供しているか。ただし、指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。		☐	☐	基準省令第212条第3項	・勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類
	指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）事業者は、業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合において、指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。		☐	☐	基準省令第212条第4項	・委託契約書 ・業務報告書
	指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 ●【市条例第10条】指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）事業者は、従業員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。	研修の受講記録は残しているか。 受講していない他の従業員にも、研修内容を回覧等で周知することが望ましい。	☐	☐	基準省令第212条第5項	・研修計画、研修実施記録

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）事業者は、適切な指定共同生活援助（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第3-3(22)4準用】事業主が講ずべき具体的な内容としては、以下のとおり。 ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。） ・相談、苦情に応じ適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。）		☐	☐	基準省令第212条第6項	・就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
IV-29-2* 勤務体制の確保等 【外部サービス利用型のみ】	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めているか。 ●【解釈通知第15-3(8)1準用】外部サービス支援型指定共同生活援助事業者は、次に掲げる事項を事業所ごとに明確にすること。 ・世話人及びサービス管理責任者の日々の勤務体制 ・常勤・非常勤の別 ・管理者等との兼務関係等	記載項目が漏れていないか。	☐	☐	基準省令第213条の21第1項	・従業員の勤務表
	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとの従業員の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しているか。		☐	☐	基準省令第213条の21第2項	・個別支援計画 ・ケース記録
	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業員によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。		☐	☐	基準省令第213条の21第3項	・委託契約 ・業務報告書
	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 ●【市条例第10条】外部サービス支援型指定共同生活援助事業者は、従業員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。	研修の受講記録は残しているか。 受講していない他の従業員にも、研修内容を回覧等で周知することが望ましい。	☐	☐	基準省令第213条の21第4項	・研修計画、研修実施記録
	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第3-3(22)4準用】事業主が講ずべき具体的な内容としては、以下のとおり。 ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。） ・相談、苦情に応じ適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。）		☐	☐	基準省令第213条の21第5項	・就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－30＊ 業務継続計画の策定等	指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するため、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第3-3(23)2準用】業務継続計画には、以下の内容を記載すること。 ・感染症に係る業務継続計画 1 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） 2 初動対応 3 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ・災害に係る業務継続計画 1 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） 2 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） 3 他施設及び地域との連携	【減算適用】 ・業務継続計画を策定し、必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算有り。（「感染症のまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までは適用しない。）	□	□	基準省令第33条の2第1項準用	・業務継続計画
	指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 ●【解釈通知第3-3(23)3準用】業務継続計画に係る従業者に対する研修については、定期的な研修は年1回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておく必要がある。 ●【解釈通知第3-3(23)4準用】業務継続計画に係る訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を年1回以上定期的に実施するものとする。		□	□	基準省令第33条の2第2項準用	・研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	指定共同生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。		□	□	基準省令第33条の2第3項準用	・業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類
IV－31 支援体制の確保	指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。		□	□	基準省令第212条の2	
IV－32＊ 定員の遵守	指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。		□	□	基準省令第212条の3	・運営規程 ・利用者数が分かる書類（利用者名簿等）

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－33＊ 非常災害対策	指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。		☐	☐	基準省令第70条第1項準用	・非常火災時対応マニュアル（対応計画） ・運営規程 ・通報・連絡体制 ・消防用設備点検の記録
	指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ●【市条例第11条第2項】指定共同生活援助事業者は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。		☐	☐	基準省令第70条第2項準用	・避難訓練の記録 ・消防署への届出
	指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるために定期的に行う避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。		☐	☐	基準省令第70条第3項準用	・地域住民が訓練に参加していることが分かる書類
	収容人数が10人以上で、避難が困難な障害者等を主として入所させる共同生活援助を行う施設においては、防火管理者の選任及び消防計画を所轄の消防署に届け出た上で、当該消防計画に基づく消火及び避難訓練等並びに消防の用に供する設備等の点検を実施し、それらについて法令で定めるところにより消防署に定期的に届出等を行っているか。		☐	☐	消防法第8条	

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－34＊ 衛生管理等	指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備及び飲用水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・当該指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 ●【解釈通知第4-3(20)1準用】指定共同生活援助事業者は、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品を備えるなどの対策を講じる必要がある。このほか、次に掲げる点に留意するものとする。 1感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 2特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジネオラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じること。 3空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。 ●【解釈通知第4-3(20)2ア準用】感染対策委員会の構成メンバーは、幅広い職種により構成する。事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。また、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、感染対策委員会は、運営委員会など事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。 ●【解釈通知第4-3(20)2ア準用】感染対策委員会は、おおむね3月に1回以上、定期的開催する必要がある。 ●【解釈通知第4-3(20)2イ準用】感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針には、次のことを規定すること。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、『障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（厚生労働省）』も踏まえて検討すること。 ・平常時の対策（事業所内の衛生管理、日常の支援にかかる感染対策等） ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携等） ●【解釈通知第4-3(20)2ウ準用】感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため従業者に対する研修については、定期的な研修は年2回以上実施し、新規採用時には必ず感染対策研修を行うことが重要である。なお、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第4-3(20)2エ準用】感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとし、年2回以上定期的に実施するものとする。		□	□	基準省令第90条第1項準用 基準省令第90条第2項準用	・衛生管理に関する書類 ・衛生管理に関する書類 ・委員会議事録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・研修及び訓練を実施したことが分かる書類

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－35 協力医療機関等	指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。		☐	☐	基準省令第212条の4第1項	
	指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。		☐	☐	基準省令第212条の4第2項	
	指定共同生活援助事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。＜令和6年度改正事項＞ ●【 <u>解釈通知第15-3(12)②</u> 】第二種協定指定医療機関との取り決め内容としては、 <u>流行初期期間経過後において、共同生活住居の利用者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定される。＜令和6年度改正事項＞</u>	○「第二種協定指定医療機関」＝「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関」 ○「新興感染症」＝「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症」	☐	☐	基準省令第212条の4第3項	
	指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。＜令和6年度改正事項＞ ●【 <u>解釈通知第15-3(12)⑤</u> 】協議の結果、当該医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、日頃から連携のある協力医療機関であるため、取り決めまで行うことが望ましい。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	基準省令第212条の4第4項	
IV－36＊ 掲示	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示しているか。 ●【 <u>基準省令第92条第2項準用</u> 】指定共同生活援助事業者は、重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項）を記載した書面を当該指定共同生活援助事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、指定共同生活援助事業所の見やすい場所への掲示に代えることができる。	掲示している場所は、利用申込者が容易に確認できる場所であるか。 協力医療機関の事項は掲示されているか。	☐	☐	基準省令第92条第1項、第2項準用	・事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
IV－37＊ 身体拘束等の禁止	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っていないか。	○「身体拘束等」＝「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為」	☐	☐	基準省令第35条の2第1項準用	・個別支援計画 ・身体拘束等に関する書類
	指定共同生活援助事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 ●【 <u>解釈通知第3-3(26)①準用</u> 】緊急やむを得ない理由については、 <u>切迫性、非代替性、一時性の3つの要件すべてを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録すること。＜令和6年度改正事項＞</u>	【 <u>減算適用</u> 】 <u>身体拘束等に係る記録をしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算有り。</u>	☐	☐	基準省令第35条の2第2項準用	・身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定共同生活援助事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施 ●【解釈通知第3-3(26)2準用】身体拘束適正化検討委員会の構成メンバーについては、事業所に従事する幅広い職種により構成する。なお、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、身体拘束適正化検討委員会は、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 ●【解釈通知第3-3(26)2準用】身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要である＜令和6年度改正事項＞が、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。なお、<u>身体拘束適正化委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。</u>＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-3(26)3準用】身体拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ・事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方 ・身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ・身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ●【解釈通知第3-3(26)4準用】身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年1回以上実施し、新規採用時にも必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。	【減算適用】 基準省令第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合は、<u>身体拘束廃止未実施減算あり。</u>	□	□	基準省令第35条の2第3項準用	・委員会議事録 ・身体拘束等の適正化のための指針 ・研修を実施したことが分かる書類
IV－38＊ 秘密保持等	指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。		□	□	基準省令第36条第1項準用	・従業者及び管理者の秘密保持誓約書
	指定共同生活援助事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	退職後も守秘義務が存続する旨、就業規則、雇用契約書又は労働条件通知書等への記載や誓約書を徴するなどの措置を講じているか。	□	□	基準省令第36条第2項準用	・従業者及び管理者の秘密保持誓約書 ・その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）
	指定共同生活援助事業者は、他の指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	利用者又は家族のどちらかにしか同意を得ていないケースや、家族ではなく利用者の代理人として同意を得ているケースは無いか。。	□	□	基準省令第36条第3項準用	・個人情報同意書

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ－39＊ 情報の提供等	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう、努めているか。		☐	☐	基準省令第37条第1項準用	・情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）
	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業者について広告をする場合に、その内容を虚偽又は誇大なものとしていないか。		☐	☐	基準省令第37条第2項準用	・事業者のHP画面、パンフレット
	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供を開始しようとするとき、その他主務省令で定めるときは、主務省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報に係る報告を奈良市に行っているか。	【減算適用】 奈良市障がい福祉課が情報公表事務に関する実施要領において定める期限までに、必要な情報の報告を行わなかった場合は、情報公表未報告減算あり。	☐	☐	障害者総合支援法第76条の3	
Ⅳ－40 利益供与等の禁止	指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。		☐	☐	基準省令第38条第1項準用	
	指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。		☐	☐	基準省令第38条第2項準用	
Ⅳ－41＊ 苦情解決	指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	苦情解決の体制を整備するに当たっては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針（厚生労働省通知）」を参考とすること。	☐	☐	基準省令第39条第1項準用	・苦情受付簿 ・重要事項説明書 ・契約書 ・事業所の掲示物
	指定共同生活援助事業者は、提供した指定共同生活援助に関する苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	苦情がない場合であっても、受付用紙は作成しておくことが望ましい。	☐	☐	基準省令第39条第2項準用	・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
	指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、自立支援給付に関して必要があると認めるときに、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	基準省令第39条第3項準用	・市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、自立支援給付に関して必要があると認めるときに、都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	基準省令第39条第4項準用	・都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、必要があると認めるときに、都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	基準省令第39条第5項準用	・都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	指定共同生活援助事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、指導又は助言に基づく改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。		☐	☐	基準省令第39条第6項準用	・都道府県等への報告書
	指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。		☐	☐	基準省令第39条第7項準用	・運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類
	●【社会福祉法第85条】運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。また、申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。		☐	☐		
IV－42＊ 事故発生時の対応	指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	奈良市への報告は、奈良市の「奈良市障害福祉サービス事業所等における事故発生時の報告取扱要領」に沿って行わなければならないが、報告が漏れていないか。	☐	☐	基準省令第40条第1項準用	・事故対応マニュアル ・都道府県、市町村、家族等への報告記録
	●【解釈通知第3-3(30)準用】事故に対する対応としては、次に掲げる事項に留意するものとする。 1利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。また、事業所にAEDを設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 2事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 3事業者は、事故が起きた場合には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（厚生労働省通知）」を参考 إلىすること。	事故報告は障がい福祉課に提出すること。	☐	☐		
	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置等について、記録しているか。	事故がない場合であっても、記録用紙は作成しておくことが望ましい。	☐	☐	基準省令第40条第2項準用	・事故の対応記録 ・ヒヤリハットの記録
	指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		☐	☐	基準省令第40条第3項準用	・再発防止の検討記録 ・損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－43＊ 虐待の防止	指定共同生活援助事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定共同生活援助事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・当該指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ●【解釈通知第3-3(31)1準用】虐待防止検討委員会の構成メンバーについては、専任の虐待防止を担当する者を決めておくことが必要である。なお、虐待防止検討委員会は、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 ●【解釈通知第3-3(31)1準用】虐待防止検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束等適正化委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-3(31)2準用】次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。 ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ・虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ・事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 ・虐待発生時の対応に関する基本方針 ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ・その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ●【解釈通知第3-3(31)3準用】虐待の防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年1回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第3-3(31)4準用】虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること。なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」別紙2の別記2-4の3(3)の研修に参加することが望ましい。＜令和6年度改正事項＞	【減算適用】 虐待の防止に係る措置を実施していない場合には、虐待防止措置未実施減算有り。 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報しているか。	□	□	基準省令第40条の2準用	・委員会議事録 ・研修を実施したことが分かる書類 ・担当者を配置していることが分かる書類
IV－44＊ 会計の区分	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。		□	□	基準省令第41条準用	・収支予算書・決算書等の会計書類

障害福祉サービス等自主点検表（共同生活援助）（令和6年9月27日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV－45＊ 記録の整備	指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。		☐	☐	基準省令第75条第1項準用	・職員名簿 ・設備・備品台帳 ・帳簿等の会計書類
	指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存しているか。 【指定共同生活援助の提供に関する諸記録】 ・共同生活援助計画 ・指定共同生活援助のサービス提供の記録 ・基準省令第88条（準用）に規定する支給決定障害者に関する市町村への通知に関する記録 ・指定共同生活援助の提供に関する身体拘束等の記録 ・提供した指定共同生活援助に関する苦情の内容等の記録 ・指定共同生活援助の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	運営規程や重要事項説明書等で、保存年限（5年間）の記載が誤っていないか。	☐	☐	基準省令第75条第2項準用	・共同生活援助計画 ・サービス提供の記録 ・支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ・身体拘束等の記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録